

★第11次郡山市交通安全計画（案）の概要★

赤色・・・第11次福島県計画による追加、修正
蛍光・・・本市の施策や状況等による追加、修正

計画策定の趣旨

交通安全対策基本法の規定により、本市における交通安全対策の総合的かつ計画的な施策の大綱を定め、総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図る。

計画の特徴と期間

第11次福島県交通安全計画に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すため、交通安全対策の共有の指針として、市民、関係機関・団体、国、県、市等が連携して今後5年間に取り組むべき施策をまとめたものであり、交通安全施策の方向性を明確化し、目標の実現に向けて力を合わせて取り組んでいく。

【令和3年度から令和7年度の5年間】

計画の基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

「人優先」の交通安全思想を基本とし、「SDGsの目標達成」や「気候変動対応型の持続可能な社会の構築」に配慮しながら交通事故のない社会を目指して施策を推進する。

2 高齢化が進んでも安全に移動できる社会の構築

2025年問題を踏まえ高齢になっても安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会の構築を目指す。

3 市民参加の推進

「自助・共助・公助」を基本とした公民連携により、市民等が「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域が守る」という安全意識の下、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

4 関係機関・団体相互の連携・協力の推進

地域で活動する様々な活動主体や市が、情報を共有し、こおりやま広域連携中枢都市圏（こおりやま広域圏）を含め、連携・協力が図られるネットワークづくりを推進する。

5 効果的・効率的な対策の推進

安心を実感できる社会を実現するため、市、

市民等が、DX化等により相互に情報交換し、相互の信頼関係を築きながら、交通安全対策を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を本計画の期間を通じ注視するとともに必要な対策に臨機に着手する。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通安全についての目標

第1 道路交通事故の現状と展望

【令和2年】	発生件数	679件
	傷者数	819人
	死者数	9人

◎市内の交通死亡事故の特徴

- (1)65歳以上の高齢者
- (2)夜間の事故
- (3)道路横断中の歩行者が犠牲

第2 交通安全計画における目標

【数値目標】

令和7年までに		
年間の24時間死者数	5人以下	
年間の重傷者数	70人以下	
年間の死傷者数	570人以下	

第3 セーフコミュニティ活動の推進

「市民参加の推進」「関係機関の連携」「効果的な対策の推進」といった交通安全計画の理念と一致するセーフコミュニティ活動を積極的に推進する。

第2節 道路交通安全についての対策

第1 対策の重点

1 高齢者及び子どもの交通事故防止

- (1)高齢者の交通事故防止
免許返納後の高齢者の交通安全対策
- (2)子どもの交通事故防止
子どもを交通事故から守るための一層の事故防止対策

2 道路横断中の交通事故防止

運転者には、遵法意識の向上を図り、横断者には、交通安全教育に取り組む

3 自転車の安全利用

ヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等の加入促進し、

交通安全教育の充実を図り、街頭での指導啓発活動を積極的に推進する

4 シートベルトの着用の徹底

平成20年に後部座席のシートベルトの着用も義務化されたが、未だに低い着用率であるため、本計画期間中に100%の着用率を目指します。

5 悪質危険運転の根絶

飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けて取り組みを推進します。

6 交通安全意識の向上

すべての市民が、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという交通安全意識の向上を図ります。

第2 分野別の施策

1 道路交通環境の整備

(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 生活道路における交通安全対策の推進
子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る

イ 通学路等における交通安全の確保
通学路等の歩道整備等を積極的に推進する

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩道空間等の整備

(2)高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

(3)幹線道路における交通安全対策の推進

ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

イ 事故危険箇所対策の推進

ウ 事故多発地点緊急対策の推進

エ 幹線道路における交通規制

オ 重大事故の再発防止

カ 適切に気の分担された道路網の整備

キ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

ワイヤーロープの設置、逆走等の事故防止のため路面標示やセンサーによる検知・警告設備等の対策

ク 道路の改築等による交通事故対策の推進

ハンブや狭さくの設置等の通過車両の抑制対策

ケ 交通安全施設等の高度化

(4)交通安全施設等の整備事業の推進

ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保

イ 幹線道路対策の推進

ウ 交通円滑化対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出量の抑止を推進

エ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

オ 道路交通環境整備への住民参加の促進

(5)高齢者等の移動手段の確保・充実

公共交通サービスの改善、持続可能な移動手段の確保・充実を図る

(6)歩行空間のユニバーサルデザイン化

幅の広い歩道の整備や段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備

(7)無電柱化の推進

(8)効果的な交通規制の推進

(9)自転車利用環境の総合的整備

安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取り組み

(10)ITSの活用

ア 道路交通情報通信システムの整備

イ 新交通管理システムの推進

ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

エ ETC2.0の展開

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

(11)交通需要マネジメントの推進

ア 公共交通機関利用の促進

イ 貨物自動車利用の効率化

(12)災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

★第11次郡山市交通安全計画（案）の概要★

赤色・・・第11次福島県計画による追加、修正
蛍光・・・本市の施策や状況等による追加、修正

- ウ 災害発生時における交通規制
- エ 災害発生時における情報提供の充実
- (13)総合的な駐車対策の推進
 - ア きめ細かな駐車規制の推進
 - イ 違法駐車対策の推進
 - ウ 駐車場等の整備
 - エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚
 - オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進
- (14)道路交通情報の充実
 - ア 情報収集・提供体制の充実
 - イ ITSを活用した道路交通情報の高度化
 - ウ わかりやすい道路交通環境の確保
 - 英語併記が可能な規制標識の整備の推進
- (15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
 - ア 道路の使用及び占用の適正化等
 - イ ICTを活用した安全の確保
 - ウ 子どもの遊び場等の確保
 - エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限
 - オ 地域に応じた安全の確保
 - 大雪が予想される場合には道路利用者に対し、道路情報板やラジオ、SNS等で情報提供する

2 交通安全思想の普及徹底

- (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ア 幼児に対する交通安全教育の推進
 - イ 小学生に対する交通安全教育の推進
 - ウ 中学生に対する交通安全教育の推進
 - エ 高校生に対する交通安全教育の推進
 - オ 20歳未満の運転免許取得者を含む成人等に対する交通安全教育の推進
 - カ 高齢者に対する交通安全教育の推進
 - 交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努める
 - キ 障がい者に対する交通安全教育の推進
 - ク 外国人に対する交通安全教育の推進
- (2)効果的な交通安全教育の推進
- (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ア 交通安全運動の推進
- 効果的な交通安全運動を実施する
- イ 横断歩行者の安全確保
- 交通安全教育や交通指導取締り等を推進、歩行者が自らの安全を守るための通行動を促す交通安全教育等を推進する
- ウ 自転車の安全利用の推進
- すべての年齢層の自転車利用者に対しヘルメットの着用の奨励
- エ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- 参加・体験型の交通安全教育を推進
- オ チャイルドシートの正しい使用の徹底
- カ 反射材用品の普及促進
- キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
- アルコールチェッカーを活用した運行前検査の励行
- ク 効果的な広報の実施
- ケ その他の普及啓発活動の推進
- 高齢者の歩行中や自転車運転中の事故実態の広報を行う
- (4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5)地域における交通安全活動への参加・協働の推進
- 地域住民等の意見を交通安全の取組みにフィードバックするよう努める

3 安全運転の確保

- (1)運転者教育等の充実
 - ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
 - 講習内容の充実に努める
 - イ 運転者に対する再教育等の充実
 - ウ 妨害運転等の悪質危険な運転手に対する処分者講習での再教育
 - 悪質・危険な運転特性の矯正を図る
 - エ 高齢運転者対策の充実
 - オ シートベルト、チャイルド及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (2)安全運転管理の推進

4 道路交通秩序の維持

- (1)交通の指導取締りの強化等
 - ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等
- (2)暴走族対策の推進
 - ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実
 - イ 暴走行為阻止のための環境整備
 - ウ 暴走族に対する指導取締りの強化
 - エ 暴走族関係事犯者の再発防止
 - オ 車両の不正改造の防止

5 救助・救急活動の充実

- (1)救助・救急体制の整備
 - ア 救助体制の整備・拡充
 - イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
 - ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
 - エ 救急救命士の養成・配置等の促進
 - オ 救助・救急用資機材の整備の充実
 - カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進
 - キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
 - ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備
 - ケ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備
- (2)救急医療体制の維持
- (3)救急関係機関の協力関係の確保等

6 被害者支援の充実と推進

- (1)損害賠償の請求についての援助等
 - ア 交通事故相談活動の推進
 - イ 損害賠償請求の援助活動等の強化
- (2)交通事故被害者支援の充実強化
 - ア 自動車事故被害者等に対する支援事業への協力等
 - イ 市民交通災害共済への加入促進

第2章 鉄道交通及び踏切道の交通の安全

第1節 鉄道交通及び踏切道における

交通安全についての目標

第1 鉄道事故・踏切事故の現状

【令和2年】発生件数 0件
死傷者数 0人

第2 交通安全計画における目標

【数値目標】

令和7年までに
踏切事故件数をゼロ

第2節 鉄道事故及び踏切事故の対策

第1 鉄道交通の安全対策

- 1 鉄道設備等に影響を与える道路施設等の安全性の確保
- 最新技術等を活用した転落防止対策推進
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 救助・救急活動の充実
- 4 被害者支援の推進

第2 踏切道における交通の安全対策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良の促進及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 高齢者等が安全で円滑に通行するための対策促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
- 災害時の情報共有と管理方法を定める取組の推進

第3章 計画の推進

1 推進体制

- (1)全ての関係機関等が連携した推進体制
- 市民、国・県・関係機関等が連携を図り、情報の共有や意見交換を行うとともに、市民の自主的な交通安全活動を推進する。
- (2)庁内推進体制
- 市が取り組むとされた事業等を着実に遂行するため、庁内関係部局との連携を柔軟かつ弾力的に図る。